

「支部医療安全交流会」運営マニュアル

公益社団法人大阪府看護協会
医療安全対策委員会

平成 26 年 6 月 20 日から適用

平成 26 年 11 月 14 日改訂

平成 28 年 2 月 10 日改訂

平成 31 年 3 月 26 日改訂

目次

【支部医療安全交流会参加者全員に配付】

大阪府看護協会 11 支部区分図	1
大阪府看護協会支部医療安全交流会 運営要領	2～3
同 入会申込書	(様式1) 4
同 退会届	(様式2) 5
(資料)	
① 「看護者の倫理綱領(日本)看護協会 2003 年度版」	13～18

【別添：医療安全対策委員会での申合せ事項】

※ 以下は、医療安全対策委員にのみ配付

医療安全対策委員の「支部医療安全交流会」活動について(申合せ事項)	6～7
同 派遣文書の発行依頼(支部医療安全交流会出席用)	(様式3) 8
支部医療安全交流会開催のお知らせ	(様式4) 9
同 開催報告書	(様式5) 10
同 派遣文書の発行依頼(支部施設代表者会出席用)	(様式6) 11
(資料)	
② 「支部医療安全交流会」に関するフロー図	12

大阪府看護協会 11支部 区分図

- ① 府北支部** 茨木市・高槻市・島本町・摂津市
- ② 府北西支部** 吹田市・豊中市・池田市・箕面市
豊能町・能勢町
- ③ 府北東支部** 枚方市・寝屋川市・交野市
四条畷市・門真市・大東市・守口市
- ④ 府東支部** 東大阪市・八尾市・柏原市
- ⑤ 市北支部** 北区・都島区・旭区・淀川区
東淀川区
- ⑥ 市西支部** 西区・福島区・西淀川区
此花区・港区・大正区
- ⑦ 市東支部** 中央区・浪速区・天王寺区
生野区・東成区・城東区・鶴見区
- ⑧ 市南支部** 阿倍野区・西成区・住之江区
住吉区・東住吉区・平野区
- ⑨ 堺支部** 堺市
- ⑩ 府南支部** 藤井寺市・松原市・羽曳野市
大阪狭山市・富田林市
河内長野市・太子町・河南町
千早赤阪村
- ⑪ 泉南支部** 和泉市・岸和田市・高石市
泉大津市・貝塚市・泉佐野市
泉南市・阪南市・忠岡町
田尻町・熊取町・岬町



大阪府看護協会支部医療安全交流会 運営要領

第1条(目的)

公益社団法人大阪府看護協会支部医療安全交流会(以下、「交流会」)は、公益社団法人大阪府看護協会 医療安全対策委員会(以下、「委員会」)が主体となり、地域の医療機関等(病院、診療所、訪問看護ステーション、介護福祉施設保健所等)が、医療安全に係る情報等の交換・共有を図り、支部のネットワーク構築を行い、大阪府域の医療安全の更なる推進を図ることを目的に活動する。

第2条(対象)

大阪府域にある医療機関等において、医療安全管理者または医療安全担当の任にある者とする。

第3条(入会)

- 1) 入退会に際しては、必ず、所属施設長もしくは、看護部長の許可を得る。(自身が看護部長の場合は必ず所属施設長の許可を得ること)
- 2) 入会するにあたっては、個人情報保護の遵守を前提に、「大阪府看護協会支部医療安全交流会入会申込書(様式1)」(以後「入会申込書」)を、大阪府看護協会医療安全担当者(以下、「協会担当者」)に以下のいずれかの方法で提出する。①郵送で看護協会へ送付 ②画像を取り込みメールに添付(FAX不可) ③支部の医療安全対策委員(以下、「委員」)へ交流会の際に直接提出する。
- 3) 「入会申込届」の有効期間は1年(4月1日～翌年3月31日)とし、毎年更新する。
- 4) 担当者は、「入会申込届」が手元に届き次第、内容に不備がないことを確認した上で、必要事項(申込受付日・入会承認日及び入会No.)を記入し保管する。
- 5) 入会の手続きが完了した者を、交流会会員(以下、「会員」)とする。
- 6) 中途退会をする場合は、必ず事前に支部の医療安全対策委員(以下、「委員」)に報告し、その後、協会担当者に「退会届(様式2)」を「入会申込書」と同様の手順で送付する。

第4条(運営)

- 1) 運営は、医療安全対策委員を中心に進める。
- 2) 開催時間は、原則、平日の勤務時間内に行う。
- 3) 開催回数は、各支部の計画による。
- 4) 交流会の開催案内は、支部の施設代表者会(以下、「施設代表者会」)を通じて行う。
- 5) 交流会の議事内容は、委員が施設代表者会で報告すると共に、別紙報告書に取り纏めて速やかに協会担当者に提出する。

第5条(倫理)

- 1) 交流会に情報を提供する場合は、個人及び施設の許可を得ること、並びに個人情報保護法に準ずること

- 2) 交流会で知りえた情報は、他に漏らしてはならない。但し提供者の了承を得た場合はこの限りでない。
- 3) 「看護者の倫理綱領(日本看護協会 2003 年度版)」を規範とする。
- 4) 会員がこの倫理規定に違反し、個人及び施設等が万一損害を被った場合、その責任は違反者が負い(違反者の自己責任)、大阪府看護協会は一切の責任を負わないものとする。

第6条(その他)

- 1) 交流会の必要経費として計上できるものは、原則、コピー代・資料代・郵送費代のみとする。
- 2) 交流会に出席するための交通費等は、参加者の自己負担とする。
- 3) この運営の実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(様式1)

年度 支部医療安全交流会入会申込書

以下の者は、支部医療安全交流会運営要領・倫理規定に同意し、支部医療安全交流会の会員になることを申込みます。

申込日 年 月 日

施設名	施設番号 []		
施設住所	〒		
電話番号	FAX		
ふりがな	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続		
氏名	所属部署		
メールアドレス	職種/職位		
ふりがな	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続		
氏名	所属部署		
メールアドレス	職種/職位		
ふりがな	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続		
氏名	所属部署		
メールアドレス	職種/職位		
ふりがな	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続		
氏名	所属部署		
メールアドレス	職種/職位		

上記の者が、標記交流会に入会することを許可・承認します。

所属施設長
(看護部長)

印

※記載していただいた内容は、大阪府看護協会支部医療安全交流会以外の目的には使用しません。

事務局受付日： 年 月 日

送信先： anzenshien@osaka-kangokyokai.or.jp

(様式 2)

公益社団法人大阪府看護協会
年度 支部医療安全交流会退会届

このたび、都合により標記交流会を退会しますので、届出します。

※太枠内にご記入ください。

退会届出日	年 月 日
ふりがな	
氏名	
施設名	

事務局 記入欄	退会届受付日	退会承認日
	年 月 日	年 月 日